環境に配慮したデータセンター整備促進事業実施要綱

（制定）令和８年５月 25 日付８産労産事第 210 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、東京都（以下「都」という。）が行う「環境に配慮したデータセンター整備促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（本事業の概要）

第２条　本事業では、環境に配慮したデータセンターの整備を促進するため、データセンターの効率性及び再エネ利用などを認定することを目的とした「地域や環境に配慮したデータセンター認定制度」（以下「認定制度」という。）を設けるとともに、データセンターの高効率化に資する設備等の導入を行う事業者に対し経費の一部を助成する（以下「助成事業」という。）。

（用語）

第３条　この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

一　条例　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）

二　規則　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）

三　データセンター　サーバ、ストレージ、ネットワーク機器などを専用に収容して運用する空間又はその機能とそれらの機器、及びその運用を支援する設備機器を収容する空間又はその機能

四　データセンター業　データセンターを運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供している事業

五　ＩＴ機器　データセンターを構成するサーバ、ストレージ、ネットワーク機器などのＩＴ設備の全機器及びモニタ、パソコンなどの補助的機器（オフィスエリア等にＯＡ設備として設置されたものを除く。）

六　非ＩＴ機器　データセンターを運用するために必要な全ての設備のうち、ＩＴ機器を除いたもの

七　新設データセンター　都内で運用開始前または運用開始３年未満のデータセンター

八　既設データセンター　都内で運用開始から３年以上経過しているデータセンター

九　ＰＵＥ　データセンター全体の消費エネルギーをＩＴ機器の消費エネルギーで除した値

十　再生可能エネルギー発電設備　太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第９条第４項により認定された発電事業に用いるものを除く。）

十一　再生可能エネルギー発電等設備　前号の設備及びそれに付帯する蓄電池

十二　再生可能エネルギー熱利用設備　太陽熱、地中熱、温度差熱、地熱又はバイオマス熱を利用する設備及びその附属設備

十三　バイオマス　動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）

十四　温度差熱利用　海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの

十五　地中熱利用　昼夜間又は季節間の温度変化が少ない地中の熱を熱源とするもの

十六　地熱利用　地球内部に形成される地熱地帯の熱を熱源とするもの

十七 リース契約　契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者が、当該設備の使用者と異なる場合であって、使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料を所有者に支払う契約であって、次の（１）及び（２）に掲げる要件に該当するものをいう。

（１）使用者が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を、実質的に享受することができるものであること。

（２）使用者が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金からの助成金相当分の減額等がされていること。

十八　リース事業者　リース契約に基づき、助成対象設備を所有する者

十九　リース使用者　リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者

第２章　認定制度

（認定制度の基準）

第４条　都は、事業者から提出された電力使用量等の情報や設備導入計画を基に算出したＰＵＥや、再エネ利用、立地地域へ還元する取組、データセキュリティの実施状況を勘案し、事業者の認定を行うものとする。

２　認定制度における認定基準や申請方法等については、別に定める。

（認定事業者の公表）

第５条　都は、第４条の規定により認定を行った事業者について、ホームページ等で公表するものとする。

第３章　助成事業

（助成対象事業者）

第６条　助成事業における助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する者とする。

一　次に掲げる者のうち、データセンター業を実施する事業者で、当該データセンターの年間エネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上又は運用しているサーバ室の面積が 300 ㎡以上の者であること。

（１）民間企業

（２）個人事業主

（３）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（４）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

（５）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

（６）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

（７）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

（８）特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等

（９）法律により直接設立された法人

(10) 上記（１）から（９）までに準ずる者として、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適当と認める者

二　過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。

三　サイバーセキュリティに関連する国内法令等の規準への遵守

２　リース事業者が助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすときに限り、助成金の交付対象とする。

一　リース事業者が第１項に掲げる要件を全て満たすこと。

二　リース事業者は助成対象設備に係るリース契約及びパフォーマンス契約を、リース等使用者と締結又は締結予定であること。

三　前号のリース使用者が、前項に掲げる要件を全て満たす者であること。

四　リース事業者及びリース使用者が共同で交付申請を行うこと。

３　前２項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成対象事業者としない。

一　暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

二　暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三　法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

（助成対象事業）

第７条　助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、データセンターを整備又は改修する事業であって、以下に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一　別表１に掲げるブロンズ評価以上の認定を受けていること。

二　認定制度と同時に本事業の申請を行うこと。

三　認定申請から別に定める期間内に本事業の申請を行うこと。

２　認定制度と本事業を同時申請又は別に定める期間に申請し、別表１でブロンズ評価以上の認定を受けられなかった場合、本事業の申請は取り消されるものとする。申請取消に係る助成対象事業者の不利益について、都は一切の責任を負わない。

（助成対象設備）

第８条　助成対象設備は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一　第７条に規定する助成対象事業により、設置する高効率な空冷設備や液冷設備等のサーバ冷却設備及び附帯設備

（１）助成対象設備の種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

（２）未使用品であること。

（助成対象経費）

第９条　助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第７条の助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

一　設計費（助成対象事業の実施に必要な設備の設計等に要する費用をいう。）

二　設備費（助成対象事業の実施に必要な設備の購入、製造、据付等に要する費用をいう。ただし、土地の取得及び貸借に要する費用を除く。）

三　工事費（助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する費用をいう。）

（助成金額）

第 10 条　第７条に規定する助成対象事業における助成金の交付額は、別表２に掲げる額とする。なお、助成対象経費に国、地方公共団体、これらに準ずる団体等からの助成金若しくは交付金を充当又は助成対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あら

かじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。

（助成金交付事業者による報告等）

第 11 条　助成対象事業者は、都又は公社の指示に従って、助成対象事業の成果について報告しなければならない。

また、公社が実施する説明会等において、助成事業の成果等の発表に協力するものとする。

（助成事業の実施体制）

第 12 条　都は、次のとおり助成事業を実施する。

一　都は、公社に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。

二　公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

三　都は、第１号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び助成事業を実施するために、必要な業務に係る経費の補助を行う。

（１）第２号の基金を原資として、第７条から前条までに規定する助成金の交付を行うこと。

（２）助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

（助成事業の実施期間）

第 13 条　助成事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

一　助成金の交付申請の募集期間は、新設データセンター・既設データセンターともに令和８年度及び令和９年度とする。

二　助成金の交付期間は、新設データセンターは令和８年度から令和 10 年度までとし、既設データセンターは令和８年度から令和 12 年度までとする。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則（令和８年５月 25 日付８産労産事第 210 号）

この要綱は、令和８年５月 25 日から施行する。

別表１　認定制度の基準

<table>
<tr><th>評価</th><th colspan="3">ＰＵＥ</th><th>再エネ利用</th><th>立地地域へ還元する取組</th><th>データセキュリティ</th></tr>
<tr><td>プラチナ</td><td colspan="3" rowspan="4">PUE≦1.3
※既設の場合シルバーと
ブロンズで緩和あり</td><td>再エネ利用 100%</td><td>下記に定める６項目のうち、
３つ以上を満たすこと</td><td>基幹インフラ制度
セキュリティクリアランス制度
のうち１つ以上かつ
ISMS（ISO/IEC27001）
SOC　　のうち１つ以上</td></tr>
<tr><td>ゴールド</td><td>再エネ利用 50%</td><td>下記に定める６項目のうち、
２つ以上を満たすこと</td><td rowspan="3">ISMS（ISO/IEC27001）
SOC　　のうち１つ以上</td></tr>
<tr><td>シルバー</td><td rowspan="2">既設の緩和基準</td><td>1.3＜PUE≦1.4</td><td>再エネ利用 25%</td><td rowspan="2">下記に定める６項目のうち、
１つ以上を満たすこと</td></tr>
<tr><td>ブロンズ</td><td>1.4＜PUE≦1.7</td><td>再エネ利用あり</td></tr>
</table>

立地地域へ還元する取組

項目	取組例
1.豊かな屋外空間の提供	オープンスペースの提供や緑化等
2.廃熱利用	地域冷暖房､温水プールなどへ外部供給
3.非常用電源･防災拠点化	災害時データセンターの設備から電源供給等
4.地元企業と連携･雇用創出	地元から優先調達、雇用
5.ICT 教育支援	学校等と連携して ICT 教育を提供
6.その他	各区市町村が求めるもの

別表２　本事業の助成条件

対象	主な条件	補助上限額	補助率
新設データセンター	プラチナ評価を受けたデータセンター	15 億円	1/2
	ゴールド評価を受けたデータセンター	10 億円	
	シルバー評価を受けたデータセンター	５億円	
	ブロンズ評価を受けたデータセンター	2.5 億円	
既設データセンター	プラチナ評価を受けたデータセンター＋非 IT 機器電力削減率 20%以上	15 億円	1/2
	ゴールド評価を受けたデータセンター＋非 IT 機器電力削減率 20%以上	10 億円	
	シルバー評価を受けたデータセンター＋非 IT 機器電力削減率 10%以上	５億円	
	ブロンズ評価を受けたデータセンター＋非 IT 機器電力削減率 10%以上	2.5 億円	